

平成24年7月31日（水）

## 第79回郵政民営化委員会後 委員長記者見概要

（12：30～12：52 於：永田町合同庁舎1階 第3共用会議室）

（会見概要は、以下のとおり。）

### ○西室委員長

まず、皆さんにお詫びしておかなければいけないのは、この前、記者会見やらせていただいたのは7月の11日。それで、そのときには次回会合は8月6日ですというお話を申し上げたのですけれども、前回の会合のときに、もう既に申し上げたように、どう見ても時間が足りなすぎて、論議が尽くし切れなかったということがございます。

それで、その所見の見直しがやはりこれから先を考えると非常に重要な部分でありますから、それについて、なお一度議論をする必要があるだろう。そういう意味で、委員の日程を調整して、本日、第79回の会合を開催したということであります。

それで、この前の会合のときに、日本郵政グループの経営状況、金融二社に対する監督の在り方、新規業務の認可プロセスなどにつきまして、関係機関からヒアリングを行いましたけれども、それに関連して、前回、会合の終わった後で、この前は質疑をほとんどやる時間がなかったものですから、各委員の方々から質問が寄せられておりましたので、それで、本日の会合では、まず、これに対する各機関からの回答をとりまとめを行ったわけでありまして。その部分については、実際には中身の話は、今、申し上げていなかったのですけれども、特に特記するような質疑はなかったということでございます。

本日の一番重要な部分は、所見の見直しであります。その所見の見直しについては、この前のときに、「資料2」と書いています論点整理のペーパーを皆様方にもお渡ししてありますけれども、それをもとにしていろいろな議論を交わしたところであります。

まず、所見そのものをどういう位置づけにするか。つまり従来の所見の一部改正だとか、あるいは部分見直しだとか、あるいは全面的にやはり抜本的に変えるべきかということでは、委員の全員のコンセンサスは、やはりこれは新しい所見ということで、名前の付け方は別にしても、今までの所見を引きずって書くというよりは、その中でいまだに有効な部分は勿論採用をさせていただき、使わせていただきますけれども、しかしながら、全く違った法律に基づい

て、変わった法律に基づいて我々の委員会は設立されたわけでありますので、新しい所見は、従来の所見とは違ったものにならざるを得ないということで、これは全員一致したわけです。

中身について少し必要なのですが、その前に、前の所見で使われていました片仮名語、それから、経済用語として定着していない言葉はできる限り誤解を与えないようにわかりやすくさせていただこうということで、例を挙げればパーセプション、私もときどき使ったりしているのですけれども、文章の中でのパーセプションという考え方、つまり一般的な意見とか見解、それについては使わない方がいいのではないか。ほかにも幾つか片仮名語については、もっとわかりやすい日本語にするべきであるという御意見がありました。それも全員一致しました。

それから、例えば日本語の中でも「民間秩序への融解」という言葉がございまして、どうもこれもなじみの少ない表現ではないかということで、わかりやすい言葉に言い換えようとか、その他幾つかありますけれども、そういうことも全般を通して皆さんで議論をしたところであります。

個別の論点について幾つか紹介をさせていただきたいと思っておりますけれども、非常に大きな点として、バランスシートの縮小、それが目的であるような書きぶりであった従来の所見、これをやはりバランスシートの縮小が目的なのではなくて、今度の新しい法律ではユニバーサルサービスの確保というのが、これは基本的に新しく必要条件として入っておりますので、このユニバーサルサービスを確保するために必要な、そういう目的のためにバランスシートの形成を考える。

そのバランスシートそのものは結果的に大きくなる、小さくなるということ、規模についての論議はしないで、そうではなくて、実際にいろいろなビジネスモデルを考えながら、将来にわたって郵政の事業というものを、それを続けていく金融二社も含めて、それについて必要な規模はやはり確保する必要があるだろうということで、規模を縮小するという踏み込んだ表現はしないことにいたしました。

次の論点としては、株式処分の道筋をどういうふうに表示するかということですが、御承知のように、今度の新しい法律の中では、従来と違って、従来は金融二社の状況の方が先にあって、そして、トータルな上場の話はほとんど具体的な言及がないということでありましたけれども、今回は法律の中で、東北の復興のための資金として、親会社の上場というのをその資金に充てるということが規定されておりますので、そうすると、これは法にも決められたプライオリティの高い部分でありますから、それをどういうふうにするかということ、をまずお考えになるだろう。これは決めるのは、当然のことながら郵政会社そ

のものが決めるわけですけれども、それと同時に、金融二社の株の処分については、御承知のように、いつまでに処分しろという規定がなくなりました。しかし、附則その他ではっきりと書いているのは、最終的には全体を売却することが望ましいという表現も見られるということ。

それで、順番が親会社の上場の方にプライオリティがあるということになったので、いずれにしても、そういう新しい法律のもとで日本郵政がどういうふうなスケジュールを考えるのか。つまりスケジュールということは、結果としてスケジュールが出てくるわけで、基本的に将来の計画をどうつくっていくかということを考えながらビジネスモデルをしっかりと作り、そして上場を考える、ということになりますので、そういう全くスケジュールのわからないような状態にはしないで、なるべく早くこのスケジュールはつくってもらいたいということは、強調せざるを得ないだろうということになります。

3つ目には、利用者利便のために郵便局がお役に立っているのだということ、何でユニバーサルサービスということが法にも規定されてきたかということ、日本全体にわたっての利用者の利便を考えると、やはり国民生活に不可欠な組織であり、その国民生活にとって不可欠な組織であり続けるということが、法律によって決められているというふうに解釈されますので、それはつまり郵便局がちゃんとお役に立っていなければいけないのだ、そういう視点も必要ではないか。

もう一つは、内部管理体制。これは皆様方も御承知のように、金融に関わる話だけではなくて、いろいろな意味での不祥事が起こっていたということもございします。内部管理体制は強化する必要があるし、これは金融だけの話ではなくて全社として取り組む、そして、そういう使命感とモラルがしっかりとした組織であってほしい、こういう点もやはり強調しておくべきではないかということでもあります。

具体的な文言につきましては、まだ、はっきり決まっていない部分が多くて、この次、8月6日に開催の予定でございしますので、この所見の見直しの案を作成をしまして、それを皆様方にも御説明ができるような状態まで持って行って、文言を確定していきたいと思っています。

その後は、当然のことながらパブリック・コメントをいただくなり、あるいは広く意見を聴取するなりという手続に入っていこうということでもあります。

日本郵政の方からの概略の御説明はこの前もいただいたのですけれども、将来にわたっての具体的な骨太の方針あるいは具体的な戦略などについては、まだ、御説明ははっきりいただいておりません。これは、つまり上場を目標としてのエクイティストーリーをどうつくっていくかということにも関連する話ですから、それについてはなるべく早くお出しいただきたい。その前の段階で、

私ども委員会としては、委員会の基本的な考え方をまとめ上げることによって、いわば透明性を確保し、そして、予見性と言う言いすぎかもしれませんが、予見性を確保することができる、そういうふうになっているということでございます。

一応、説明としてはそこまで。中身については余り詳細にわたっては、実はまだ、決め切っていないところもあるし、また、インターネット、電話、その他でお話をしなければいけない部分も出てくるかと思っております。

以上です。

○記者

バランスシートのところに関係するかと思うのですが、金融二社の新規事業について具体的なやりとりみたいなものというのはあったのでしょうか、委員会の。

○西室委員長

実は、具体的な申請が何も出ていないのですね。したがって、具体的な話ができないというのは本当のところなのですが、基本的にそれぞれの金融の業界から事前にもいろいろ御説明もいただいております。それで、いろいろ御説明はいただいているので、御迷惑をかけないような範囲でということは1つあります。もう一つは、利用者の方の利便性ということも考えなければいけないし、という郵政という非常に大きな事業の中の一環としてやっていくことですから、いろいろな観点からの検討は必要になります。

ただ、具体的な件については、まだ、何も提案も申請も出ていない状況なので、議論が進んでいないということです。

○記者

先ほど、日本郵政の方から、上場に向けたスケジュールとか具体的なエクイティストーリーというのも早く出してもらわないといけないというお話があった。これは時期的にはいつごろをめどに委員長はお考えでしょうか。

○西室委員長

出していただけるタイミングですか。

○記者

はい。

○西室委員長

まだ、実はそれについて御回答をいただけていないので、私どもの方の期待としては、やはり10月1日から新体制でスタートするというふうに聞いていますので、10月1日の新体制スタートのときには具体的なそういう部分にも触れたような発表なり、申請なりということがあればいいなと期待しています。

○記者

今、お話になった中で、御迷惑にならない範囲と利用者の利便性というのは、どちらも立てるといえるのはかなり難しいと思うのですけれども、こういった観点でその折り合いをつけようとお考えなのでしょうか。

○西室委員長

御迷惑をかけないようにという言い方が少し日本語でありすぎてしまったのですけれども、やはりいろいろな競争条件そのものに大きな影響を与える、あるいは既に存在する競争をもう十分にしているというところにあえて入っていくとか、そういうことはやはり御迷惑の方になるのだらうと思うのですね。

ただ、一方、どうしてもお金を借りたいというニーズのおありの中小から、あるいは一般の利用者の方々、そういう方々はやはり郵便局が少し手伝ってくればありがたいなというふうにも思っておられると思うので、そういうところは、やはり郵便局会社のサービスとしては十分に配慮しなければいけない部分だらうと。つまりかゆいところに手が届いているかどうかの足りていないところまで手を突っ込む気は余りないけれども、かゆいところに手が届くようなサービスが、この郵便局のネットワークではできるのではないかなというふうにも思っております。

○記者

ということは、短絡的な質問になってしまうのかもしれないのですけれども、一般のこれまでやっている事業者さんたちではちょっと厳しいかなというような案件にも踏み込まれるというニュアンスなのですか。

○西室委員長

そうですね、厳しいかなとおっしゃられるその厳しさというのは、リスク的に厳しいかなという話と、それから、手間がかかるので手間のかかるものはやりたくないというのが、インセンティブとして働いてやっておられないことがあるとすれば、手間をかけても本当にニーズがあるのだったら、それはやらなければいけないということに当然なると思うのですね。だから、それだけの、いわばユニバーサルサービスを持っている会社としての利用者あるいは国民全体に対する期待、それに応えて差し上げなければいけないという部分は当然あるのだと思います。

むやみやたらにリスクを取って、がむしゃらにやっていくということではありませんということです。

○西室委員長

それでは、今度8月6日には、一応、文章の形でいろいろ出てまいりますので、それについても皆さん方の御意見もちょうだいしたいと思います。

では、どうも本日はありがとうございました。